

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・真田(さなだ)

## 学童保育数は15,858か所に

入所児童は68万人で、3年前と比べて15万人増

日頃より学童保育に関する取材・報道等でたいへんお世話になっております。

さて、私どもは毎年、全国の学童保育数についての調査を行っています。2006年5月1日現在の学童保育数の調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

今回の調査では初めて、入所児童の全数調査を行い、また、規模別の学童保育数も調査しました。(5年ごとの詳細な実態調査では入所児童数も調査している)

1998年4月に法制化されて9年目を迎えて急激に増えている学童保育ですが、後述しますようにまだまだたくさんの課題を抱えています。学童保育がより発展するようぜひ貴紙(誌)でも取り上げていただきたくお願い申し上げます。

----- 今回の調査でわかったこと -----

学童保育数は15,858か所になった

昨年と比べて549か所増えている

1998年の法制化以降では、6200か所増えている

入所児童数は急増しており、68万人の子どもが利用している

2003年(53万人)と比べて15万人増えている

まだまだ足りず、整備が遅れているために大規模化が進行

3割以上の小学校区には、まだ設置されていない

学童保育の設置が入所希望数の増加に追いついていない

子どもに負担を強いる大規模学童保育が激増している

(71人以上が2000か所に増え、そのうち100人以上も400か所ある)

## 安心して学童保育を利用できるための課題

必要とする子どもがだれでも入所できるように、早急に整備することが必要  
待機児童(2005年の厚生労働省調査は約1万人)と学童保育の大規模化をなくすためには、「適正規模」(30人~40人)の学童保育を「1小学校区複数設置」することが必要です。

量的な拡大と同時に質的な拡充も急務の課題

安全・安心な学童保育をつくるために、設置・運営基準をつくり、それが実現できる財政措置が必要で

「放課後子どもプラン(仮称)」では、学童保育を拡充するような具体化が必要  
5月9日の3大臣合意の「放課後子どもプラン」は、ふたつの事業の一体化ではなく連携に。

## 資料 1 急増する学童保育数と入所児童数

2006年5月現在 1,617市区町村に15,858か所

### 入所児童は3年間で15万人増えて68万人に

学童保育の法制化（1997年児童福祉法改正、1998年4月施行）以降、急激に増えています。

しかし、ここ3年ほどは伸びが緩やかになっています。その理由は、次世代育成支援対策で、市町村に策定が義務づけられた「地域行動計画」による設置目標が、国の財政措置の見通しがなかったために低く設定されたり、「1小学校区1学童保育」と決めていることなどが原因です。

入所児童数は急増しており、この3年間で15万人も増えています。共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加、子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐなかで、学童保育の入所希望が確実に増えています。

入所児童数の伸びに学童保育数の伸びが追いついていないために、大規模な学童保育が激増しています。（資料6「深刻化する大規模問題」参照）

#### 学童保育数と入所児童数の推移

（全国学童保育連絡協議会調査）

年	学童保育数	入所児童数(人)	備考
1993	7,516	231,500	
1998	9,627	333,100	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2100か所増加、 入所児童数は10万人増加
2003	13,797	538,100	1998年からの5年間で学童保育数は4200か所増加、 入所児童数は20万人増加
2006	15,858	683,476	2003年からの3年間で学童保育数は2000か所増加、 入所児童数は15万人増加

（注）詳細な実態調査は、5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、今回初めて実施。

（注1）今回の調査から、神奈川県川崎市が学童保育を廃止して、「わくわくプラザ」（114か所）に統合してしまったため、学童保育数の集計から除外しています。また同じく品川区も学童保育を廃止して、「すまいるスクール」（40か所）に統合したため除外しています。沖縄県の合計数が33か所減になっているのは、無認可保育園が実施しているのは幼稚園児のみを対象としていることがわかったために集計から外したためです。

（注2）厚生労働省の2005年5月現在の調査では、入所児童数は654,823人となっています。この数には、川崎市の「わくわくプラザ」、品川区の「すまいるスクール」、大阪市の「生き生き活動事業」の登録児童数も含まれています。今回の私たちの調査では、こうした「全児童対策事業」の登録者数は除外してあります。

## 資料 2

## 学童保育数と国の補助金の推移

(2006年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査)

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額・万円	国庫補助補助単価(万円)	国庫補助対象箇所数	国の施策の動き
1966						文部省が留守家庭児童会補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会補助事業を廃止し校庭開放に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が誕生(留守家庭対策は児童館や校庭開放で対応する方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助する)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	1.57ショック
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	「健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名から緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8000	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。

## 資料 3

## 都道府県別の学童保育数と設置率

	都道府県	2006年学 童保育数	前年比	小 学 校 数 (2005年)	設置率	2006学童 保育のある 市町村数	市 町 村 数(4月1 日現在)	市町村設 置率	
1	北海道	北海道	764	29	1,407	54.3%	147	180	81.7%
2	東北	青森県	237	7	401	59.1%	33	40	82.5%
3		岩手県	198	11	447	44.3%	32	35	91.4%
4		宮城県	289	20	466	62.0%	33	36	91.7%
5		秋田県	174	8	294	59.2%	24	25	96.0%
6		山形県	150	8	361	41.6%	31	35	88.6%
7		福島県	278	5	558	49.8%	50	61	82.0%
8		関東	茨城県	457	30	580	78.8%	43	44
9	栃木県		322	12	426	75.6%	33	33	100.0%
10	群馬県		281	21	349	80.5%	33	39	84.6%
11	埼玉県		789	10	833	94.7%	71	71	100.0%
12	千葉県		618	24	867	71.3%	56	56	100.0%
13	東京都		1,422	23	1,389	102.4%	56	62	90.3%
14	神奈川県		567	-94	907	62.5%	32	35	91.4%
15	甲信越 東海	新潟県	311	16	576	54.0%	33	35	94.3%
16		富山県	162	9	224	72.3%	14	15	93.3%
17		石川県	206	3	248	83.1%	19	19	100.0%
18		福井県	159	18	220	72.3%	16	17	94.1%
19		山梨県	176	16	219	80.4%	25	29	86.2%
20		長野県	348	78	410	84.9%	67	81	82.7%
21		岐阜県	268	11	394	68.0%	38	42	90.5%
22		静岡県	389	17	548	71.0%	35	42	83.3%
23		愛知県	777	21	989	78.6%	57	63	90.5%
24		三重県	189	19	441	42.9%	26	29	89.7%
25	近畿	滋賀県	179	4	236	75.8%	22	26	84.6%
26		京都府	341	23	449	75.9%	26	28	92.9%
27		大阪府	935	19	1,050	89.0%	42	43	97.7%
28		兵庫県	663	30	845	78.5%	38	41	92.7%
29		奈良県	179	3	241	74.3%	28	39	71.8%
30		和歌山県	115	2	316	36.4%	19	30	63.3%
31	中国	鳥取県	109	-1	175	62.3%	18	19	94.7%
32		島根県	151	18	270	55.9%	19	21	90.5%
33		岡山県	290	23	445	65.2%	28	29	96.6%
34		広島県	433	17	613	70.6%	23	23	100.0%
35		山口県	289	26	362	79.8%	21	22	95.5%
36	四国	徳島県	106	4	276	38.4%	18	24	75.0%
37		香川県	152	-1	206	73.8%	16	17	94.1%
38		愛媛県	157	10	364	43.1%	16	20	80.0%
39		高知県	109	4	314	34.7%	24	35	68.6%
40	九州 沖縄	福岡県	660	14	783	84.3%	66	69	95.7%
41		佐賀県	154	16	194	79.4%	23	23	100.0%
42		長崎県	193	5	416	46.4%	20	23	87.0%
43		熊本県	274	13	470	58.3%	42	48	87.5%
44		大分県	190	11	369	51.5%	16	18	88.9%
45		宮崎県	182	12	282	64.5%	25	31	80.6%
46		鹿児島県	258	8	609	42.4%	40	49	81.6%
47		沖縄県	208	-33	284	73.2%	23	41	56.1%
		合計	15,858	549	23,123	68.6%	1617	1,843	87.7%

(2006年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査)

## 設置率の高い都道府県、低い都道府県

	都道府県	2006年 学童保育数	前年比	小学校数 (2005年)	設置率	2006学童保 育のある市 町村数	市町村数(4 月1日現在)	市町村設置率
1	東京都	1,422	23	1,389	102.4%	56	62	90.3%
2	埼玉県	789	10	833	94.7%	71	71	100.0%
3	大阪府	935	19	1,050	89.0%	42	43	97.7%
4	長野県	348	78	410	84.9%	67	81	82.7%
5	福岡県	660	14	783	84.3%	66	69	95.7%
6	石川県	206	3	248	83.1%	19	19	100.0%
7	群馬県	281	21	349	80.5%	33	39	84.6%
8	山梨県	176	16	219	80.4%	25	29	86.2%
9	山口県	289	26	362	79.8%	21	22	95.5%
10	佐賀県	154	16	194	79.4%	23	23	100.0%
11	茨城県	457	30	580	78.8%	43	44	97.7%
12	愛知県	777	21	989	78.6%	57	63	90.5%
13	兵庫県	663	30	845	78.5%	38	41	92.7%
14	京都府	341	23	449	75.9%	26	28	92.9%
15	滋賀県	179	4	236	75.8%	22	26	84.6%
16	栃木県	322	12	426	75.6%	33	33	100.0%
17	奈良県	179	3	241	74.3%	28	39	71.8%
18	香川県	152	-1	206	73.8%	16	17	94.1%
19	沖縄県	208	-33	284	73.2%	23	41	56.1%
20	富山県	162	9	224	72.3%	14	15	93.3%
21	福井県	159	18	220	72.3%	16	17	94.1%
22	千葉県	618	24	867	71.3%	56	56	100.0%
23	静岡県	389	17	548	71.0%	35	42	83.3%
24	広島県	433	17	613	70.6%	23	23	100.0%
	合計	15,858	549	23,123	68.6%	1617	1,843	87.7%
25	岐阜県	268	11	394	68.0%	38	42	90.5%
26	岡山県	290	23	445	65.2%	28	29	96.6%
27	宮崎県	182	12	282	64.5%	25	31	80.6%
28	神奈川県	567	-94	907	62.5%	32	35	91.4%
29	鳥取県	109	-1	175	62.3%	18	19	94.7%
30	宮城県	289	20	466	62.0%	33	36	91.7%
31	秋田県	174	8	294	59.2%	24	25	96.0%
32	青森県	237	7	401	59.1%	33	40	82.5%
33	熊本県	274	13	470	58.3%	42	48	87.5%
34	島根県	151	18	270	55.9%	19	21	90.5%
35	北海道	764	29	1,407	54.3%	147	180	81.7%
36	新潟県	311	16	576	54.0%	33	35	94.3%
37	大分県	190	11	369	51.5%	16	18	88.9%
38	福島県	278	5	558	49.8%	50	61	82.0%
39	長崎県	193	5	416	46.4%	20	23	87.0%
40	岩手県	198	11	447	44.3%	32	35	91.4%
41	愛媛県	157	10	364	43.1%	16	20	80.0%
42	三重県	189	19	441	42.9%	26	29	89.7%
43	鹿児島県	258	8	609	42.4%	40	49	81.6%
44	山形県	150	8	361	41.6%	31	35	88.6%
45	徳島県	106	4	276	38.4%	18	24	75.0%
46	和歌山県	115	2	316	36.4%	19	30	63.3%
47	高知県	109	4	314	34.7%	24	35	68.6%

(2006年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査)

## 資料 4 学童保育の運営主体・開設場所

運営主体別の学童保育数（誰が運営しているのか）

運営主体別の数でみると、3年前および法制化された8年前と比べて、公営や父母会運営が減り、法人（私立保育園やNPO法人）や公社・社会福祉協議会が運営するところが増えています。

（注）地域運営委員会の運営とは、地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

運営主体	1998年		2003年		2006年		2003年との比較 か所数
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	
公立公営	4,881	50.7%	6,549	47.5%	7,174	45.2%	625
公社や社会福祉協議会	775	8.1%	1,821	13.2%	2,057	13.0%	236
地域運営委員会	1,698	17.6%	2,094	15.2%	2,516	15.9%	422
父母会	1,746	18.1%	1,637	11.9%	1,378	8.7%	-259
法人等	349	3.6%	1,498	10.9%	2,501	15.8%	1,003
その他	178	1.9%	198	1.4%	232	1.4%	34
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	15,858	100.0%	2,061

開設場所別の学童保育数（どこで実施しているのか）

開設場所では、余裕教室が最も増えています。また、公共施設も活用され、全体として公設化が進展し、8割を越えています。

最も劣悪な環境にあるアパート・民家は毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の1割近くあります。民家・アパートの多い市町村は、横浜市（149）、大阪市（131）、札幌市（55）、名古屋市（51）、さいたま市（46）、函館市（19）、平塚市（19）、横須賀市（17）、前橋市（17）などです。

開設場所	1998年		2003年		2006年		2003年との比較 か所数
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	
学校施設内	3,800	39.5%	6,137	44.5%	7,392	46.6%	1,255
内訳（余裕教室）	1,970		3,518		4,125		
内訳（敷地内の独立専用施設）	1,502		2,107		2,722		
内訳（その他の施設を利用）	328		512		545		
児童館内	2,147	22.3%	2,442	17.7%	2,611	16.4%	
その他の公的施設	1,441	15.0%	2,485	18.0%	2,833	17.9%	348
法人等の施設	463	4.8%	881	6.4%	1,132	7.1%	251
民家・アパート	1,256	13.0%	1,187	8.6%	1,256	8.0%	69
その他	520	5.4%	665	4.8%	634	4.0%	-31
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	15,858	100.0%	2,061

## 資料5 まだまだ足りない学童保育

学童保育は急増していますが、まだまだ足りません。以下のデータでも明らかです。

小学校数に対する設置率は、ようやく7割近くになったところですが

小学校数 23,123校 学童保育設置率 68.6%

(小学校数は2005年5月1日、平成16年度版『文部科学統計要覧』より)

- \* 学童保育は学校から子ども自身が歩いて通う施設ですので、小学校区内に必要です。
- \* 学童保育のない小学校区の子どものなかには、遠く離れた他校区の学童保育に通っている子もいます。
- \* 入所児童の急増で、「1小学校区1施設」でも足りない地域が増えています。
- \* 設置率は、小学校数と学童保育数を単純に割った値です。1小学校区に複数設置されている地域も少なくないことから、学童保育のない小学校区はもっと多いのが実態です。

学童保育が1か所もない市町村がまだ1割強あります

すべての市町村数との比較

市区町村数	779市	844町	197村	23区	合計 1843市区町村
学童保育のある市区町村数	776市	720町	98村	23区	合計 1617市区町村
割合(%)	99.6%	85.3%	49.7%	100%	87.7% (前年84.7%)

(市区町村数は2006年4月1日現在。総務省調べ)

- \* 次世代育成支援対策推進法は、すべての市町村に、学童保育の設置計画も含めた地域行動計画を立てることを義務づけています。

保育園を卒園した子どもの5割程度しか入所できていません

昨年、保育園を卒園して小学校に入学した児童数43万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約20万人で、5割弱にとどまっています。

母親が働いている小学校低学年児童(末子)のうち、学童保育に通っている子どもは約2割です

平成16年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の58.2%、7歳～8歳の児童の62.3%は母親が働いています。児童数にして約218万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約60万人です。

学童保育は、安全で一人ひとりの子どもに安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員は一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが必要です。大規模化で指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければなりません。

こども未来財団の調査研究では、適正規模を「30人から35人」と結論

「放課後児童クラブの適正規模についての調査研究」(平成16年2月こども未来財団)

「本研究における結果では、指導員が指導上望ましいとする規模は、ほぼ30人である。この人数は指導員の経験から割り出された、実感をともなうものである。そして、この数字は保護者や児童の意見とも方向性を同じくしている。(略)定員は35人位までは許容されるであろう」

私たちの提言 (提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より)

- ・「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」
- ・「学童保育指導員の配置は、専任、常勤、常時複数配置とする。児童30人までは2人以上、40人までは3人とする」

しかし現実には、大規模化が急激に進行しています

学童保育への入所要求がますます広がるなかで、学童保育数が急増していてもまだ追いついていません。いま深刻な問題になっているのは、学童保育の「大規模化」です。

入所児童数の規模(学童保育数) ( )内は%

児童数	1998年調査	2003年調査	2006年調査
9人未満	257 (3.3%)	473 (4.2%)	585 (3.7%)
10人 - 19人	977 (12.6%)	1338 (11.9%)	1882 (11.9%)
20人 - 35人	3176 (41.1%)	3646 (32.3%)	4265 (26.9%)
36人 - 70人	3077 (39.8%)	4870 (43.2%)	7069 (44.6%)
71人 - 99人	210 (2.7%)	818 (7.3%)	1623 (10.2%)
100人以上	29 (0.4%)	133 (1.2%)	434 (2.7%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、35人以下の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

定員のある学童保育では、待機児童数が急増しています

全国学童保育連絡協議会調査 2003年調査 1730か所 5658人  
厚生労働省調査 2005年調査 2169か所 11360人

(注) 保育園と違って学童保育は、国や自治体に設置・運営の基準がなく、定員を定めている学童保育は多くはありません。

大規模学童保育の急増は、まだまだ学童保育が足りないこと、学童保育の適正規模も含めた運営基準が定められていないこと、が要因となっています。



## 資料7 学童保育で過ごす生活時間は長い

### 完全学校週5日制で学童保育で過ごす時間が 小学校で過ごす時間よりも約500時間も多い

共働き・一人親家庭の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」としての学童保育で過ごしています。

学校五日制完全実施や学童保育の開設時間が延びているなかで、子どもたちが小学校で過ごす時間よりも、学童保育で過ごす時間がますます増えています。

学年によって授業時間数が異なりますが、1年生～3年生の平均を取れば次のようになります。

児童が学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30-14:30=6時間

学年毎に授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

平日198日 × 6時間 = 1188時間 + (-79-40+40) ÷ 3 = 1142時間

(1年生は週2日4時間授業 -1時間 × 79日 = -79時間)

(2年生は週1日4時間授業 40日 = -40時間)

(3年生は週1日6時間授業 40日 = +40時間)

児童が学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1630時間

\* 平日は午後6時まで開設、1日保育は8時30分-午後6時までとして計算

2003年の実態調査では、平日の学童保育終了時間が「6時」(47.4%)、

「6時1分以上」(21.3%)で合計68.7%の市町村が「6時以降」まで開設

(「6時」以前に終了する市町村は31.3%しかない)

(平日) 198日 × (14:30-18:00=3時間30分) = 693時間 + 79 + 40 - 40) ÷ 3 = 719時間

(長期休業日) 47日 × (8:30-18:00=9時間30分) = 446.5時間 小計 1165.5時間

(土曜日) 49日 × (8:30-18:00=9時間30分) = 465.5時間

合計 1631時間

学校以上に長い時間を過ごす学童保育において、子どもたちの安全と安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任が、これまで以上に重くなっています。毎日の生活をする施設として整備されなければなりません。

## 資料 8 大きく立ち後れている条件整備(施設)

### < 施設の問題 >

#### 施設についての基準の定めがほとんどありません

厚生労働省調査では、なんらかの施設基準がある自治体は45自治体 (全体の2%)

#### 児童 1 人当たり2.73㎡では狭すぎます

2003年実態調査では、施設の平均床面積(生活する部屋、トイレ、台所等すべて含んだ広さ)が児童 1 人当たり2.73㎡とたいへん狭い実態です。

\* 私たちが2003年 6 月に発表した提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」では、児童 1 人当たり5.5㎡は必要であるとして、以下のように試算しています。

#### 定員40名の学童保育として考えた場合

施設の広さ 220㎡ (67坪) \* 児童 1 人当たり5.5㎡  
 生活室・プレイルームが児童 1 人当たりそれぞれ1.98㎡  
 その他の施設 1 施設合計60㎡  
 (トイレ 8 畳、事務室 10 畳、台所 8 畳、シャワー室 2 畳、玄関 8 畳)  
 (参考) 保育所は「定員 31-45 人」では一人当たり7.2㎡が施設補助基準 (2003年度)

\* 以上の広さで、国の建設単価で建てた場合 1 施設の施設整備費は3,960万円

#### 毎日の生活の場として必要な部屋と設備はまだまだ整備されていません

設備の状況(設置されている割合)(%)

設備	専用あり	他施設と共用	なし
生活室	83.2	14.5	2.3
台所設備	63.6	21.7	14.7
トイレ	50.0	45.1	4.9
電話	74.5	19.6	5.9
かばん置き場(個人ロッカー)	93.6	3.6	2.8
手洗い場	61.6	34.8	3.6
足洗い場	34.9	35.8	29.4
静養できる部屋またはコーナー	37.6	18.6	43.8
ホールなどの室内遊戯室	22.9	28.6	48.5
指導員の事務スペース	53.2	21.8	25.0
クーラー	55.8	10.2	34.0

#### 私たちの提言(施設・設備について)

< 学童保育に必要な施設・設備 >

学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備などを設ける。

併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

## 資料 9 大きく立ち後れている条件整備(職員)

< 職員(指導員)の問題 > \* 2003年の実態調査結果から

1施設の平均指導員数は3.5人(入所児童数は39.0人) 全国で約5万3000人  
まだ公的な資格制度はありません

しかし、75%の指導員は保育士または教師などの資格を持っています

指導員の配置や勤務体制の整備が不十分です

児童数に見合った指導員の配置基準がありません。

大規模化している学童保育では指導員が子どもたち一人ひとりに目が行き届きません。

ローテーション勤務、一人体制のところがあります。

多くは午後からの勤務で打ち合わせや準備の時間も保障されていません。

父母会などが雇用している指導員の労働条件は、自治体の補助金によって大きく左右されています。社会保険や退職金もない場合が多く、低賃金で不安定な雇用など、劣悪な労働条件のもとで働いています。

指導員の待遇は劣悪です

半数の指導員は年収150万円未満

150万円未満 50.0%

150万円以上 300万円未満 34.5%

300万円以上 15.5%

勤続年数が増えても賃金はあがらない(52.1%)

指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない(58.5%) 社会保険がない(38.2%)

一時金がない(44.8%) 時間外手当がない(49.3%)

指導員の多くは非正規職員

運営主体の種類	正規職員	非正規職員
公立公営(市町村直営)	14.5%	85.5%
民間(公社・社会福祉協議会・運営委員会・父母会・法人)	40.9%	59.1%

責任の重い仕事ですが、劣悪な待遇のために退職者が多く安定して働けない  
半数の指導員が3年で退職していき、安定した子どもとの関係や保育の蓄積が困難

「できる限り継続して勤めてほしい」(川崎厚生労働大臣)

「放課後児童クラブにおける職員と児童の関係は、児童の健全育成の観点から重要であることから、職員には今御指摘のようにできる限り継続的に勤めていただけるよう、自治体において研修の充実などに配慮していただくことが重要であると考えております」

(2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会)

# 資料10 障害児の受け入れも急増している

指導員の加配などの受け入れ体制の整備が急がれる

## 急増する障害児の入所、今後も増えていく

近年、障害児の学童保育への入所希望が急増し、受け入れる学童保育も急増している実態があります。(5年間で2.4倍)

また、新たに制定され4月から施行されている「発達障害者支援法」にも、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」と明記され、学童保育への障害児の入所はあっという間に増えていくことが推測されます。

障害児の学童保育への入所状況

	1993年5月	1998年5月	2003年5月
A 学童保育数(全体数)	7516か所	9627か所	13797か所
B 学童保育がある市町村数	977自治体	1450自治体	2320自治体
C 障害児を受け入れている学童保育のある市区町村数( )内はC/B	約300自治体 (30.7%)	約500自治体 (34.5%)	約1100自治体 (47.4%)
D 障害児が入所している学童保育数( )内は学童保育数との割合	約1080か所 (14.4%)	約1930か所 (20.0%)	約4060か所 (29.4%)
E 入所している障害児数	約1700人	約3000人	約7200人

(全国学童保育連絡協議会調べ)

\*厚生労働省の調査では、2005年5月現在では5,087か所の学童保育に10,979人

## 受け入れ体制の整備はまだ遅れている

受け入れ体制の整備は緊急の課題です。まず、指導員の加配がどうしても必要です。また、指導員の専門的な研修も必要です。しかし、実態はまだまだ遅れています。

2003年の実態調査で、障害児を受け入れている953市町村に対する質問の回答から

	ある	ない
障害児受入のための補助金の加算または加配指導員がいるか	58.6%	41.4%
指導員向けの研修プログラムがあるか	14.4%	85.6%
巡回指導の制度があるか	5.7%	94.3%
療育相談活動の制度があるか	8.0%	92.0%

(全国学童保育連絡協議会 2003年実態調査から)

# 資料11 学童保育の保育時間は延びている

## 開設日・保育時間ともに延びている

しかし、土曜日は2割が閉めている

開設日数は年間276日

2003年の実態調査では、年間開設日数の平均が276日となり、5年前と比べて4日間延びています。これは、土曜日の開設や夏休み等の開設がすすんだためです。それでも、土曜日は2割の学童保育が、夏休み等は5%の市町村の学童保育が開設していません。

\*厚生労働省の補助金は、年間281日以上開設が基本です。

終了時刻が延び、保育時間は長くなっている

\*平日の終了時間の平均は5時50分（98年調査では5時26分）

	1998年調査	2003年調査
6時前に閉じる	67.3%	31.3%
6時以降まで開設している	32.7%	68.7%
終了時刻が5時ちょうど	30.9%	14.9%
終了時刻が5時30分	19.1%	12.5%
終了時刻が6時ちょうど	29.4%	47.4%

\*土曜日も含む学校休業日も開始時刻、終了時刻ともに延びている

\*全国学童保育連絡協議会の2003年調査（1998年調査との比較）

土曜日の開始時刻	8時36分（33分早くなった）
終了時刻	17時27分（27分遅くなった）
学校休業日の開始時刻	8時32分（16分早くなった）
終了時刻	17時42分（29分遅くなった）

子どもたちが被害に遭う痛ましい事件・事故が増えているなかで、保護者のお迎えが増えている。保護者がお迎えにいくことができる保育時間にすることが必要がある。

必要とする家庭があれば朝からの一日保育が必要

土曜日が休みの保護者ばかりではありません。必要とする家庭があれば、土曜日は朝からの1日開設が必要です。

土曜日の開設状況 数字は学童保育（ ）内は%

すべての土曜日を開設している	7367 ( 64.4)
月何回かの開設か、拠点を決めて すべて開設か、その他の回答	1712 ( 15.0)
土曜日は開設していない	2360 ( 20.6)
合計	11439 (100.0)

### 法制化以前の政府の考え方(1991年以前)

「留守家庭児童対策については、従来から児童館においてこれらの児童に対して必要な指導をおこなうとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである」

(国会で採択された「学童保育の制度化を求める請願」に対する政府回答)

### 法制化審議(1997年4月)のなかでの小泉厚生大臣(当時)の答弁

小泉厚生大臣「いわゆる放課後児童の健全育成、今言われた学童保育の問題について、時代も変わってきております。社会背景も戦後からは大きく変わっておりますので、今回、児童の健全育成の観点から児童福祉法も改正しなきゃならないのではないか」「就学前の子どもが保育所に行くのが当然であった、それが就学後のいわゆる学童に対しても今までの児童育成といいますが保育事業に似たようなそういう事業も必要ではないかという声が強く起こっているということから、今後ともそういう面に配慮しようということで改正案をお願いしているわけであります」

### 小泉首相の国会答弁(2001年5月21日、参議院予算委員会答弁)

小泉総理大臣「今回、保育所待機児ゼロ作戦、それから学童保育を必要な全地域に整備するということを所信表明で掲げたのも、実は仕事と子育てを両立させること、これが男女共同参画時代のあるべき姿だと。そのために一番必要なことはこの保育所待機児ゼロ作戦と学童保育の問題ですと男女共同参画会議の板東局長から何って、じゃこれをやろうということで所信表明演説に入れたんです」

## 「全児童対策は学童保育事業に代替えできるとは思わない」

北井久美子・雇用・均等児童家庭局長

「いわゆる放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブを利用される児童につきましては、保護者が昼間就労などで御家庭におられないといったようなことでありますので、こうした子供さんの置かれている状況に十分配慮した上で遊びや生活の場を提供する必要があると考えております。すなわち、例えば、状況に応じた開設日数や開設時間の確保が必要でございますし、保護者との日常的な連絡体制、意見交換の確保が必要でございます。また出欠の確認あるいは安全確認の徹底といったことも配慮が必要でございます。(中略)こうした放課後児童クラブへの配慮ということも十分踏まえてやるとなると、例えば、直ちに全児童対策に全部統合してしまうことができるかどうかということになると、なかなか困難ではないかというふうに思っているところでございます」(2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会の答弁より)

2003年当時の岩田喜美枝・雇用・均等児童家庭局長

「この放課後の全児童対策をやれば留守家庭対策としての放課後児童健全育成事業が代替できるというふうには思っておりません」(2003年7月3日、参議院厚生労働委員会の答弁)

## 資料13 「放課後子どもプラン」(仮称)の創設

### プレス発表資料

平成18年5月9日(火)  
照会先:文部科学省生涯学習政策局  
子どもの居場所づくり推進室  
室長補佐 吉岡富雄  
電話:03(5253)4111 内線(3282)  
夜間直通:03(6734)3260  
照会先:厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課  
課長補佐 倉林良男  
電話:03(5253)1111 内線(7902)  
夜間直通:03(3595)2505

### 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 - 「放課後子どもプラン」(仮称)の創設 -

#### 事業連携の基本的な方向性

各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。

教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。

同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。

当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。

同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

#### 今後の進め方

具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

## 資料14

# 「放課後子どもプラン」(仮称)の 具体化に対する私たちの要望

(2006年5月30日に厚生労働省と文部科学省に提出)

## 学童保育の拡充についての要望(抜粋)

### 1 放課後子どもプランに関する要望

「放課後子どもプラン」の推進にあたっては、現在政府や自治体が進めている次世代育成支援対策の地域行動計画や各自治体の方針との整合性を図り、学童保育の拡充につながるものにしてください。

「放課後子どもプラン」の推進の際には、学童保育(放課後児童クラブ)と地域子ども教室推進事業をそれぞれの事業の目的・役割・性格にそって明確に区別して、それぞれを拡充させることを基本にしてください。

学童保育(放課後児童クラブ)については、「放課後子どもプラン」の推進に当たっても、この事業の法制上の位置づけと補助要件(児童福祉法、第2種社会福祉事業、実施要綱、予算措置)を維持し、拡充するようにしてください。

実施場所が学校内ということから、安易に所管や事業の監督を学校(教育委員会)にゆだねるといったことは避けるべきです。放課後子どもプランの推進にあたっては、実際の運営については、学童保育(放課後児童クラブ)の運営が基本的な位置づけをふまえて運営されるように個々の自治体の事情を考慮したものにしてください。

学校外にある既存の学童保育(放課後児童クラブ)施設については、拙速・強引なかたちでの学校施設内への移行は行わないでください。

学童保育(放課後児童クラブ)には、子どもたちの生活を継続して安定的に保障することができる専任の指導員を配置してください。

放課後子どもプラン推進の財源を拙速に一本化するのではなく、両省にそれぞれの財源を確保し、大幅に予算を増額するようにしてください。学童保育(放課後児童クラブ)の拡充については、5月18日に私たちが厚生労働省に提出した要望が実現されるように予算措置をしてください。

- 2 「放課後子どもプラン」の具体化にあたって、学童保育の拡充を図るための要望(省略)
- 3 学童保育(放課後児童クラブ)と地域子ども教室、学校との連携(省略)



# 資料15 地域子ども教室推進事業と学童保育

## 学童保育（放課後児童クラブ）と地域子ども教室推進事業

（作成・全国学童保育連絡協議会）1

項目	学童保育（放課後児童クラブ） （厚生労働省）	地域子ども教室推進事業 （文部科学省）
目的・役割	働く親を持つ子どもの放課後および長期休業中の生活の保障とそのことを通して働く家庭の生活と権利を保障することを目的としている。法律では「遊びおよび生活の場を与えて」健全育成を図るとしている。主に児童福祉部局が主管している。教育委員会所管も2割ある。	すべての児童・生徒（小学生、中学生）を対象として、各種体験活動や地域住民との交流活動の場を提供
法的な根拠	児童福祉法および社会福祉法で位置づけられている。市町村には「利用の促進」の努力義務がある。	国としての予算措置は平成16-18年度の3カ年
実施箇所数	15309か所（2005年5月現在）	7954か所（2005年度）
対象としている子ども	保護者が働いているなど、留守家庭の小学生。毎日、学童保育が家庭に代わる生活の場にならなければならない子どもたち。	すべての児童生徒（小学生、中学生）
経費	国の補助金がある（厚生保険特別会計児童手当勘定から支出）。10人以上から対象で、児童数に応じて補助単価が違ふ。児童数20人から35人までが168万円で、国の補助率は3分の1。実際の運営費は約1000万円前後がかかっており、市町村の上乗せと保育料で運営している。長時間加算、障害児受入加算がある。	委託費114万9千円（平均）（各地域からの申請による）文部科学省から実施主体（運営協議会等）への直接委託（全額）。活動内容によっては材料費などを保護者が負担。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余裕教室・学校内専用施設46%</li> <li>・児童館16%</li> <li>・その他の公共施設18%</li> <li>・民家・アパート7%</li> <li>・法人施設内7%その他6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内（余裕教室、体育館、グラウンド等）48%</li> <li>・公民館22%</li> <li>・児童館1%</li> <li>・その他29%</li> </ul>
開設日数・活動日数	全国平均年間276日開設。土曜日は8割が朝から開設。夏休み等の長期休業日はほとんどが朝から開設。開設時間は午後6時までが半数で、6時30分や7時まででも少なくない。開設時間は年間約1600時間にも及ぶ。	年間を通じた継続的な実施（全国連協・注）財務省調査では、週1回実施62.5%、週2回実施15.5%。1日当たりの平均参加人数31人となっている。
ロッカー 下足箱等	一人ひとりの名前を書いたロッカー、下足箱などを設置している。食器も各自のものを用意しているところも多い。	
おやつ	毎日の生活の場としてほとんどがおやつを提供している。	

（注）地域子ども教室推進事業の説明は、内閣府少子化対策推進会議に出された資料から転載しました。

# 学童保育（放課後児童クラブ）と地域子ども教室推進事業

（作成・全国学童保育連絡協議会）2

項目	学童保育（放課後児童クラブ） （厚生労働省）	地域子ども教室推進事業 （文部科学省）
職員の位置づけと仕事	入所している子どもたち一人ひとりの安全面も含めた基本的な生活に責任を持ち、どの子どもも毎日学童保育に帰ってこられるような関わりや内容をつくるのが仕事。	
職員の配置・体制	ほとんどが専任複数体制。30～40人の施設なら常時2～3人配置されているのが普通。	地域の大人、退職教員、大学生等を指導員等として配置
生活内容 活動内容	家庭に代わる毎日の生活の場所として、安定的に、継続的に生活が保障することを目的とする。	学校の教室や校庭などを子どもの居場所として開放し、様々な体験活動、地域住民との交流を提供 ・原則として自由参加
子どもへのかかわり	一人ひとりの子どもに安定した安心感のある生活の保障が必要なので、精神面での支えや援助も含めた個別対応や子ども同士の関係づくりをする。	
連絡なく欠席した子への対応	事前に親から欠席の連絡がないのに子どもが来ない場合は所在の確認の連絡をとる。	
行きたくない子がでた場合の対応	子どもが行きたくないということになれば、指導員はその理由や原因を突き止め、保護者とも話し合いながら、生活の場となるように働きかけや関わりをおこなう。	
怪我や事故の場合の対応	必要な処置をとり、親への連絡をとる。	
保護者との生活の伝え合い	連絡帳やお便りで、日常的に保護者と児童の生活について連絡を取り合うことが必要事項となっている。父母会や保護者会があるところがほとんど。	
規模・定員	公立の多くは定員がある。父母会運営では希望者は受け入れているところが多いが、大規模化が深刻な問題となっている。全国連協としては「毎日の生活の場」として30人～40人が適正規模だと考えている。	
保護者負担	ほとんどの学童保育で保育料がある。	

（注）地域子ども教室推進事業の説明は、内閣府少子化対策推進会議に出された資料から転載しました。

# 資料16 国や自治体で学童保育の基準づくりを

## 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の実現を

(全国学童保育連絡協議会 2003年6月発表)

### 提言「私たちが求める設置・運営基準」のポイント

#### 対象児童

対象児童を、共働き・一人親家庭等の小学生(1年生から6年生)としています。法律では「おおむね10歳未満」となっていますが、補助金は6年生まで認められています。高学年になっても学童保育の必要性は高いのです。

#### 適正規模

適正規模は、1学童保育の児童数の上限は40人とする。40人を超えたら大規模化するのではなく2か所目を設置するとしています。必要とする家庭が増えているなかで、施設の広さや生活施設としての規模をはるかに超えた大規模化が問題となっていますが、生活施設としての適正規模を明らかにし、一方、待機児童を生まないために「2か所目の設置」を提案しています。

#### 保育時間

平日は午後6時までのところが増えています。保護者の労働や通勤時間の実態を考えれば、早くても午後6時までには必要です。学校休業日の始まる時間も保護者にとっては切実であり、午前8時30分からとしています。もちろん地域の実情に応じて延長保育も必要であることは当然です。

#### 施設・設備

施設には生活室・プレイルーム・静養室・事務室、台所設備等を設けること。併設の場合でも、生活室、静養室、事務室、台所設備は専用とする、としています。初めて総合的で具体的な提案をしました。実態を見れば、この提案と大きくかけ離れた貧しい施設がほとんどですが、子どもの生活の場としてはやはり必要でしょう。

#### 広さの基準

広さの基準は、生活室・プレイルームともに子ども一人当たり1.98㎡以上が必要だとしています。これも実態はたいへん狭い施設が多いのですが、子どもの毎日の生活の場としては必要でしょう。

#### 指導員の配置

指導員は、専任・常勤・常時複数配置とし、児童数30人までは2人以上、40人までを3人以上とするとしています。「専任・常勤・常時複数配置」は、これまでも要望してきたことですが、今回初めて適正規模と併せて「30人までは2人以上、40人までは3人以上」と具体的な配置人数を提案しました。

#### 指導員の資格

指導員の資格は、「学童保育士」として学童保育固有の公的資格を創設することを提案しています。指導員の仕事には専門的な力量が求められますが、類似の職業である保育士や教師の仕事との共通性があると同時に固有性もあることから「固有の資格」の必要性を提案しています。

#### 保護者・保護者会の参画・協力・連携

学童保育はこれまで保護者や保護者会(父母会)との連携・協力によって、発展してきました。今日、子どもに関わる施設・事業にとってこのことはますます求められます。学童保育の財産ともいべきこの視点をさらに施策づくりへの「参画」まで発展させることを提案しています。

# 資料17 補助基本単価の大幅引き上げを

## 国の補助単価の基本額は1施設年間168万

職員の人件費が「非常勤賃金」と「諸謝金」で算定されていることが大きな問題

現在の国の補助金の基本額は、1学童保育施設年間168万円たらずです。この3分の1(56万円)が国から出る補助金です。父母会運営の学童保育でも、年間1000万円程度の運営費がかかります。

基本額が実態と違って大変低いのは、算定する指導員の人件費が「非常勤賃金」「諸謝金」で算定されているためです。常勤配置ができる人件費として算定する必要があります。

ある民間の学童保育の運営費

児童数28人 指導員2名

施設は名古屋市がプレハブを無償で貸与

収入	市からの補助金	329.9万円
	(国の補助金151.8万円を含む)	
	保育料	458.8万円
	(平均1世帯月額13000円)	
	事業収入(バザー等)	28.3万円
	おやつ代	59.8万円
その他(積立金)	34.8万円	
収入合計	911.6万円	
支出	指導員人件費	600.0万円
	福利厚生費	105.0万円
	アルバイト料	121.1万円
	水道光熱費	24.1万円
	教材費	15.6万円
	おやつ代	59.8万円
	電話代	6.9万円
	消耗品費・備品費	14.9万円
	保険料	8.2万円
	支出合計	955.6万円
	(赤字分は次年度に引き継ぐ)	

2006年度の補助単価 (年額：円)

児童数		開設281日以上	開設200日-280日
小規模 (10人~19人)		1,131,000	
基本額 (20人~35人)		1,683,000	
大規模	36人~70人	2,640,000	1,611,000
	71人以上	3,594,000	
長時間開設加算		309,000	296,000
障害児受入推進費		687,000	

## (参考) あまりに少ない学童保育の補助単価

保育所の約4,900億円(2003年度ベース)と比べて見ると……

学童保育(2005年度)		保育所(2003年度ベース)		保育園と比べて学童保育は
施設数	15,309か所	施設数	22,231か所	約3分の2
入所児童数	約65万人	入所児童数	約187万人	約3分の1
指導員数	約5万人	保育士数	約43万人	約9分の1
1施設当たりの 国庫支出額	約56万円	1施設当たりの 国庫支出額	約2,200万円	約40分の1
児童1人当たり 予算額	約14,700円	園児1人当たり 予算額	約26万2,000円	約18分の1

# 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、1967年に結成された民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、『学童保育ハンドブック』などの学童保育に関する刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』誌の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』『学童保育・実践記録集』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、35都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

## < 主な活動と今年の予定 >

全国学童保育指導員学校の開催 (2005年度、第30回目)

会場	開催日	開催地	受講者数
西日本・岡山会場	6月5日(日)	岡山・岡山市	14府県 868人
西日本・愛知会場	6月12日(日)	名古屋市	19府県 739人
南関東会場	6月12日(日)	東京・世田谷区	12都県 738人
北関東会場	6月26日(日)	栃木・足利市	6都県 702人
四国会場	7月3日(日)	香川・高松市	7県 273人
東北会場	9月11日(日)	福島・福島市	7県 371人
九州会場	10月9日(日)	福岡・春日市	11府県 826人
合計			46都道府県 4517人

\* 2005年度から、5会場から7会場に広げて開催。

\* 第31回(2006年度)の予定は、ホームページで紹介しています。

全国学童保育研究集会の開催 \* 第40回は神奈川県で開催しました(4989人が参加)

\* 第41回の日程 2006年10月28日(土)全体会・愛知県体育館

(愛知県で開催) 10月29日(日)分科会・日本福祉大学

月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(4月号で369号、定期購読者4万5800人)

実態調査活動 学童保育数調査(毎年実施) 学童保育の詳細な実態調査(5年毎、最新

は2003年調査で報告書を発表) 指導員の实態調査 都道府県の単独事業の実施状況調査

学校週5日制土曜日開設調査 保護者ニーズ調査ほか

単行本・資料の発行 < 最近の刊行物 >

2001年 - 『実践記録集2』『学童保育で働く指導員～実態調査の報告』

2002年 - 『学童保育情報 2002-2003』『施設整備の手引き』『実践記録集3』

『学童保育 はじめのいっぽ』

2003年 - 『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』『実践記録集4』

2004年 - 『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き(2004年版)』

2005年 - 『安全・安心な学童保育を - 大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う(実践記録集第5集)』『学童保育情報 2005-2006』

2006年 - 『学童保育ハンドブック』

政府や国会、関係団体への陳情など

その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめて発表しています。